

長門市先抜け方式入札実施要領について (お知らせ)

令和 7 年 3 月

長門市企画総務部監理管財課

本市では、過大受注による建設工事、業務委託の品質低下の防止及び受注機会の均等による市内業者の育成を図るため、これまでの「長門市工区分割発注先抜け方式実施要領」を改定し、「長門市先抜け方式入札実施要領」として、対象範囲の拡充を行います。

1. 先抜け方式とは

複数の競争入札を執行するに当たり、あらかじめ落札決定順位（開札の順番）を定めておき、落札決定順位が上位の案件で落札者となった者の下位の案件における入札書を無効とみなすことにより、下位の案件の落札者を決定する入札方式です。

特定建設工事共同企業体が落札者となった場合、下位の落札決定順位の工事においては、当該共同企業体及びその構成員が行った入札書を無効とします。

今回の改定により、建設工事及び測量、地質調査、土木関係建設コンサルタント、建築関係コンサルタント、補償関係コンサルタント等（以下「工事等」という。）が先抜け方式の対象となります。

2. 対象案件について

「長門市先抜け方式実施要領」第 3 条に規定する全ての要件を満たすもののほか、市長が必要と認めるものを対象とします。

対象案件については、入札公告又は指名通知書にその旨を明示します。

3. 落札者の決定方法

開札後、対象となる工事等については落札決定を保留し、別紙の「条件付一般競争入札における落札者決定の流れ」により、落札者を決定します。

4. 低入札価格調査の実施

低入札価格調査が必要となる場合は、「長門市低入札価格調査制度実施要領」の規定により、低入札価格調査を実施した後に落札者を決定します。

5. 入札結果の公表

当該案件で落札者となった者が他の案件で落札者とならなかった場合は、入札経緯及び入札結果表の備考欄に「先抜け方式の落札者のため無効」と記載します。

6. 適用基準日

令和 7 年 4 月 1 日以降に入札公告又は指名通知する工事等から適用します。

条件付一般競争入札における落札者決定の流れ

1.通常方式 (上位)

(下位) 単位：千円

落札決定順位	案件1		案件2		案件3		案件4		案件5	
予定価格例	30,000		40,000		50,000		60,000		70,000	
入札方式	通常方式		通常方式		通常方式		不調又は不落 (取止め)		通常方式	
A社	25,000	くじ→落札者	39,000	くじ	46,000	落札者	61,000	失格	66,000	くじ→落札者
B社	25,000	くじ	39,000	くじ→落札者	不参加		61,000	失格	66,000	くじ
C社	26,000		39,000	くじ	不参加		61,000	失格	66,000	くじ
D社	31,000	失格	不参加		不参加		不参加		67,000	
E社	不参加		不参加		不参加		不参加		66,000	くじ

【通常方式の注意点】

- ・落札決定順位（開札）は、工種毎に予定価格が低い案件から行います。
- ・落札者の決定は、工種毎に落札決定順位（開札）の上位の案件から行います。
- ・条件付一般競争入札において当初から1者のみの入札であった場合は、当該入札を有効とします。
- ・複数の工事等において調査対象者がいる場合は、工事等毎に低入札価格調査を行います。

2.先抜け方式 (上位)

(下位) 単位：千円

落札決定順位	案件6		案件7		案件8		案件9		案件10	
予定価格例	70,000		60,000		50,000		40,000		30,000	
入札方式	先抜け方式		先抜け方式		通常方式に切替え		不調又は不落 (取止め)		先抜け方式	
低入札価格調査	調査対象		案件6の調査結果後		調査対象		調査対象外		案件8の調査結果後	
A社	65,000	くじ→落札者	59,000	無効(先抜け)	46,000	落札者	41,000	失格	25,000	無効(先抜け)
B社	65,000	くじ	59,000	くじ→落札者	不参加		41,000	失格	26,000	無効(先抜け)
C社	67,000		59,000	くじ	不参加		41,000	失格	26,000	くじ
D社	71,000	失格	不参加		不参加		不参加		27,000	
E社	不参加		不参加		不参加		不参加		26,000	くじ→落札者

【先抜け方式の注意点】

- ・落札決定順位（開札）は、適用対象毎に予定価格が高い案件から行います。
- ・落札決定順位（開札）が上位の案件で落札者となった者が行った、下位の案件における入札書は無効とします。
- ・落札者の決定は、入札公告等にした落札決定順位（開札）の上位の案件（再度入札を含む。）から行います。
- ・落札候補者が低入札価格調査又は積算疑義申立ての対象者となり落札決定を保留した場合においても、当該案件より下位の落札決定順位（開札）は変更しません。
- ・落札決定順位（開札）が上位の案件で落札者を決定した結果、下位の案件において落札者がいなくなる場合は当該入札が不調となるため、先抜け方式を適用せずに通常入札に切替えて入札を行います。
- ・先抜け方式を適用する入札であっても、当初から1者のみの入札であった場合は、先抜け方式を適用する必要があることから、通常方式として当該入札を有効とします。
- ・落札決定順位（開札）上位の案件が中止又は入札の不調若しくは不落等により取り止めとなった場合は、下位の落札決定順位（開札）を繰り上げて入札手続きを継続します。
- ・再度入札等により入札手続の延長等があった際は、当該案件以降の入札手続も同様に延期する場合があります。
- ・落札決定順位（開札）上位の案件が落札者の決定後に契約の不締結又は契約解除となった場合でも、落札決定順位（開札）下位の落札者の決定には影響しないものとします。
- ・低価格により調査が必要となった場合は、低入札価格調査を実施した後に落札者を決定します。
- ・複数の工事等において調査対象者がいる場合は、並行して低入札価格調査を行います。
- ・調査対象者が複数の工事等において同一の場合は、落札決定順位（開札）が下位の工事等の調査対象者は次順位の者とする場合があります。
- ・低入札価格調査により落札者となった者は、落札決定順位（開札）が下位の案件の落札者にはならないものとし、その者が行った入札書は無効とします。

3.共同企業体に参加する場合

- ・先抜け方式を適用した案件に特定建設工事共同企業体等（以下「共同企業体」という。）が落札者となった場合は、以降の落札決定順位（開札）下位の工事等においては、当該共同企業体及び共同企業体構成員の全ての者が行った入札書は無効とします。

1件目を落札した共同企業体

A社（代表者）

B社（構成員）



2件目の入札の有効・無効の判定

○有効

×先抜けでA社・B社を無効

(2社が同じ)

×先抜けでA社を無効

(1社が同じ)

×先抜けでB社を無効

(1社が同じ)

C社（代表者）	D社（構成員）
A社（代表者）	B社（構成員）
A社（代表者）	D社（構成員）
C社（代表者）	B社（構成員）

長門市先抜け方式入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事及び業務委託（以下「工事等」という。）において、過大受注による工事等の品質低下の防止及び受注機会の均等による市内業者の育成を図るために実施する先抜け方式の入札に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 先抜け方式 複数の競争入札を執行するに当たり、あらかじめ落札決定順位（開札の順番）を定めておき、落札決定順位が上位の案件で落札者となった者の下位の案件における入札書を無効とみなすことにより、下位の案件の落札者を決定する入札方式をいう。
- (2) 建設工事 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (3) 委託業務 測量、地質調査、土木関係建設コンサルタント、建築関係コンサルタント、補償関係コンサルタント業務等で、市が業者に委託して行う業務をいう。
- (4) 調査対象者 長門市低入札価格調査制度実施要領(平成17年長門市要領第33号)第7条第1項の調査対象者をいう。

(適用対象)

第3条 先抜け方式の対象となる工事等は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすもののほか、市長が必要と認めるものとする。

- (1) 予定価格が概ね3,000万円を超える案件であること。
- (2) 入札に参加できる者の要件が同一であるか、又は概ね同一であること。
- (3) 発注工種又は発注業種が同一であるか、又は概ね同一であること。
- (4) 工事等の主たる内容が同一であるか、又は概ね同一であること。
- (5) 工期又は委託期間が同一であるか、又は重複すること。
- (6) 入札公告日又は指名通知日が同一であること。
- (7) 開札日が同一であること。
- (8) 競争性が確保できる参加者数が見込まれる案件であること。

(留意事項)

第 4 条 次に掲げる事項を総合的に勘案の上、先抜け方式を実施するものとする。

- (1) 市内業者の受注機会の確保につながることを。
- (2) 工期又は委託期間の短縮が図れることを。
- (3) 安全管理上の問題がないことを。
- (4) 現場への進入路の問題等により工事に支障がないことを。
- (5) 地域住民等への影響等支障がないことを。

(入札条件の設定)

第 5 条 次に掲げる事項を入札条件として入札公告又は指名通知書（以下「入札公告等」という。）に明示するものとする。

- (1) 当該入札を先抜け方式により執行すること。
- (2) 入札の開札は同一日に行うこと。
- (3) 落札決定順位に関すること。
- (4) 落札決定順位が上位案件の落札者が行った、下位案件の入札書を無効として取り扱うこと。

2 先抜け方式を適用した案件に特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）が落札者となった場合は、下位の落札決定順位の工事等においては、当該共同企業体及び共同企業体構成員が行った入札書を無効とする。

(落札手順)

第 6 条 落札決定までの手順は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 長門市建設工事等競争入札執行事務要綱（平成 17 年長門市要綱第 46 号）及びその他入札に関する規定に基づき行うものとする。
- (2) 先抜け方式による入札の開札は、同一日に行うものとする。
- (3) 開札後、対象となる工事等については落札決定を保留するものとする。

(落札者の決定)

第 7 条 落札者の決定は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 落札決定順位は、原則として予定価格が高い案件を上位とする。
- (2) 落札者の決定は、入札公告等にした落札決定順位の上位の案件（再度入札を含む。）から行うものとする。
- (3) 落札候補者が低入札価格調査又は積算疑義申立ての対象となり落札決定を保留した場合においても、当該案件より下位の落札決定順位は変更しないものとする。

- (4) 落札決定順位が上位の案件で落札者を決定した結果、下位の案件において落札者がいなくなる場合は、先抜け方式を適用しないものとする。
- (5) 落札決定順位上位の案件が中止又は入札の不調若しくは不落等により取り止めとなった場合は、以降の落札決定順位を繰り上げて入札手続きを継続する。
- (6) 再度入札等により入札手続きの延期等があった際は、当該案件以降の入札手続きも同様に延期する場合がある。
- (7) 落札決定順位上位の案件が落札者の決定後に契約の不締結又は契約解除となった場合でも、落札決定順位下位の案件の落札者の決定には、影響しないものとする。

(低価格入札での対応)

第8条 低価格入札となった場合の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 低価格により調査が必要となる場合は、長門市低入札価格調査制度実施要領に基づく低入札価格調査を実施した後に落札者を決定するものとする。
- (2) 複数の工事等において調査対象者がいる場合は、並行して低入札価格調査を進めるものとする。
- (3) 調査対象者が複数の工事等において同一の場合は、落札決定順位が下位の工事等の調査対象者は次順位の者としてすることができる。
- (4) 低入札価格調査により落札者となった者は、落札決定順位が下位の案件の落札者にはならないものとし、その者が行った入札書を無効とする。

(入札経緯及び入札結果表の記載方法)

第9条 先抜け方式において、当該案件で落札者となった者が他の案件で落札者とならなかった場合の入札経緯及び入札結果表への記載については、備考欄に「先抜け方式の落札者のため無効」と記載する。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。